

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2014年2月14日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を継続的に特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL (欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は、テロリストの資産凍結制度を強化する新法の施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存する。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産凍結制度に残存する欠陥への対応、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月に、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に係る法律の成立、及びテロリストの資産の凍結に係る法令の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。これらの改正法及び法令は、ごく最近に行われたものであるため、FATFは未だ完全には審査しておらず、また、当局との間で議論も行っていないため、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない;①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③適切な監督枠組みの実施、及び④司法共助実施のための適切な法律及び手続の確保。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は、疑わしい取引の届出義務、及び金融セクターの監督者により資金洗浄・テロ資金供与対策の不備に対して制裁を適用するための既存の権限を強化する新たな規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリスト関連資産の凍結の枠組みに関し残存する欠陥への対応、及び②資金洗浄・テロ資金供与対策義務の不履行に対して適用可能な制裁の範囲と度合いの更なる強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

キューバ

2013年2月、キューバはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産を凍結するための枠組み、及び金融機関が行う予防的措置を強化する2つの法律の成立を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金

供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄の犯罪化に関して残存する問題への対応、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保、③包括的な顧客管理措置、及び疑わしい取引の届出義務の確保、④国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し、追跡、凍結するための適切な手続の構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の構築、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラム構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATF は、同国がアクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを慫慂する。

ケニア

ケニアが FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した 2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、顧客管理措置義務の創設と履行、全ての金融機関に対する資金洗浄・テロ資金供与対策に係る監督の枠組みの構築及び履行、及び国の資金洗浄・テロ資金供与対策の義務を遵守していない自然人又は法人に対処するための効果的で整合的、かつ抑止力のある制裁の履行を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は、資金情報機関の運営上の独立性を確保するための実施規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び③金融機関が資金情報機関へ資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出を行うための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

キルギス

キルギスがFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2011年10月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進捗を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築、資金洗浄に関する資金を没収するための適切な措置の構築、及び顧客管理措置義務並びに金融機関に対する資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの強化を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥

全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取組みを継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モンゴル

モンゴルが FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2011 年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築、疑わしい取引の届出義務の創設、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び金融サービス業者の効果的な規制の実施を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ナミビア

2011 年 6 月、ナミビアは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

ネパールは、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、適切な司法共助法制の制定及び履行、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、資金洗浄及びテロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設により、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。FATF は、必要とされる全ての技術的項目が実施されてお

り、改善を実施していくことについてのネパールの強いコミットメントを確認することができた。しかし、最近、改選のあった議会は、法令を検討し、これらを議会によって制定される恒久的な法律にする必要がある。FATF は、同国が、法令に定められた期限内に当該法令を早急に議会において制定することを慫慂する。それまで、FATF は同国の監視を継続する。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、顧客管理措置及び記録保存義務に係る規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金情報機関における、資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の適切な内部体制の構築、②全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、及び③テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パプアニューギニア

2014年2月、パプアニューギニアはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取り組んでいく。FATFは、同国が、アクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを慫慂する。

スーダン

2010年2月に、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンは

FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に関する金融機関の認識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、欠陥に対応するための取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タジキスタン

2011 年 6 月、タジキスタンは FATF 及び EAG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013 年 10 月以降、同国は、顧客管理義務に関する新しい規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATF は、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。タジキスタンは、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するため、FATF 及び EAG と継続して協働し、①テロリストの資産を凍結するための適切な手続の確保、及び②資金洗浄につながる全ての前提犯罪に関連する資金を没収するための適切な手続の履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タンザニア

タンザニアが、FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した2010年10月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、顧客管理措置及び記録保存義務の改善と拡大、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、資金洗浄・テロ資金供与対策上の義務の遵守を確保するための関係当局の指定を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATF は、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な記録保存義務の確保、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保、及び⑦資金情報機関及び監督当局による国際協力に関する適切な法律・手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取り組んでいく。FATFは、同国がアクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを奨励する。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年10月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

十分な進捗を示していない国・地域

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び/又は、アクションプランの大半の事項は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2014年6月までにアクションプランの重要な部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

アフガニスタン

アフガニスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善において十分な進歩を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督・監視プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑥クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

カンボジア

カンボジアは、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善において十分な進歩を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び②クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

アンティグア・バーブーダ

FATFは、アンティグア・バーブーダの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をCFATFと協働して継続する。

バングラデシュ

FATFは、バングラデシュの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

ベトナム

FATFは、ベトナムの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

(上)